

金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第三条第五項の規定による権限の委任に関する政令案要綱

金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第3条第5項の規定に基づき、金融庁長官の権限の委任に関し、所要の規定の整備を図ることとする。

1．内容

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成20年法律第65号）の規定により、一定の届出をした場合には取締役等に係る兼職規制が適用されないとされているところ、当該規定の受理に係る権限を財務局長等に委任する旨規定することとする。

（注）

現行金融商品取引法では、金融商品取引業者の役員等が親銀行等の役員等を兼職することを禁止している。しかし、平成18年の証券取引法等の一部改正の際に新たに金融商品取引業者となった者（信託受益権販売業者等）については、同法附則の規定により、届出をした場合には、1年間（平成20年9月29日までの間）兼職を行うことができることとされた。

本年の金融商品取引法改正（以下「平成20年金商法改正法」という。）により、上記の兼職規制が撤廃されたが、同法附則の規定により、上記の平成18年改正法附則の規定により特例を受けている者については、平成20年金商法改正法施行の日の前日までの間、引き続き兼職を行うことができることとされている。

2．施行期日

公布の日から施行することとする。